

公 示 送 達 書

令 和 8 年 6 月 11 日

俱知安町長 文字 一志

下記の者にかかる次にかかる書類を公示送達します。
なお、これらの書類は町長が保管しており、受領権限を有する者はいつでも交付します。

氏 名	送達すべき書類の種類	公 示 根 拠
石飛 吉高	軽自動車税納税通知書	地方税法第20条 の2 俱知安町税条例第 18条
山上 紅葉	軽自動車税納税通知書	

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき上記の書類の送達があったものと見なされます。